

## はえ縄漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い

令和3年(2021年)2月15日  
北海道宗谷総合振興局

## (適用範囲)

第1 この取扱いは、宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)沖合海域において、動力漁船を使用して、「たら」、「めぬけ」又は「さめ」をとることを目的とした、はえ縄により行う漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

## (操業海域)

第2 操業海域は、次の海域とする。

## (1) 宗谷総合振興局管内沖合海域

最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北、東経140度39.8分の線以東、最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域。

ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

## (制限措置)

第3 北海道漁業調整規則(以下「規則」という。)第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

## (1) 漁業種類

漁業種類は、はえ縄漁業(たら、めぬけ又はさめ)とする。

## (2) 操業区域

操業区域は、第2に掲げる海域とする。

## (3) 漁業時期

漁業時期は、毎年、4月1日から翌年3月31日までとする。

## (4) 船舶の総トン数

総トン数20トン未満とする。

## (5) 許可等すべき船舶等の数

たら、めぬけ又はさめの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勧告のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)の操業区域ごとに、別に定めるものとする。

## (6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。

## (許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

## (許可等の申請期間)

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

## (漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港は、その操業区域に面する地区内の1港とする。

## (許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 船内に保持する縄数は、1,000枚以内でなければならない。

(3) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さな

- ければならない。
- (4) 夜間敷設する漁具には、浮標灯を付さなければならない。
- (5) 次に掲げるさけ・ます及びかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- ア 全長 20 センチメートル以上のさけ・ます
  - イ 甲長 8 センチメートル以上のかがにの雄がに
  - ウ ずわいがに
  - エ べにずわいがに
  - オ たらばがに
  - カ あぶらがに
- (6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
- (7) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

(その他参考となるべき事項)

第 8 許可に際しては、次のとおり、規則第 25 条第 7 号に規定するその他参考となるべき事項を付ける。

- (1) 次に掲げるさけ・ます及びかきの採捕は、北海道漁業調整規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。
- ア 全長 20 センチメートル未満のさけ・ます
  - イ 甲長 8 センチメートル未満のかがにの雄がに
  - ウ かがにの雌がに

(許可等の申請)

第 9 許可等の申請にあたっては、規則第 9 条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者及び規則第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第 10 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第 11 第 3 (5) の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第 12 条第 5 項に規定する許可等の基準は、別紙 1 のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第 12 この漁業の許可を受けた者は、規則第 22 条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙 2 により、宗谷総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめの上、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第13 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「宗はえ縄第〇〇〇〇〇〇〇号」

(許可証の交付)

第14 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 昭和59年4月1日施行の「はえ縄漁業の許可等に関する取扱方針」は廃止する。
- 2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和3年2月15日から施行する。

(改正経過)

- 1 令和2年12月1日 施 行
- 2 令和3年2月15日 一部改正

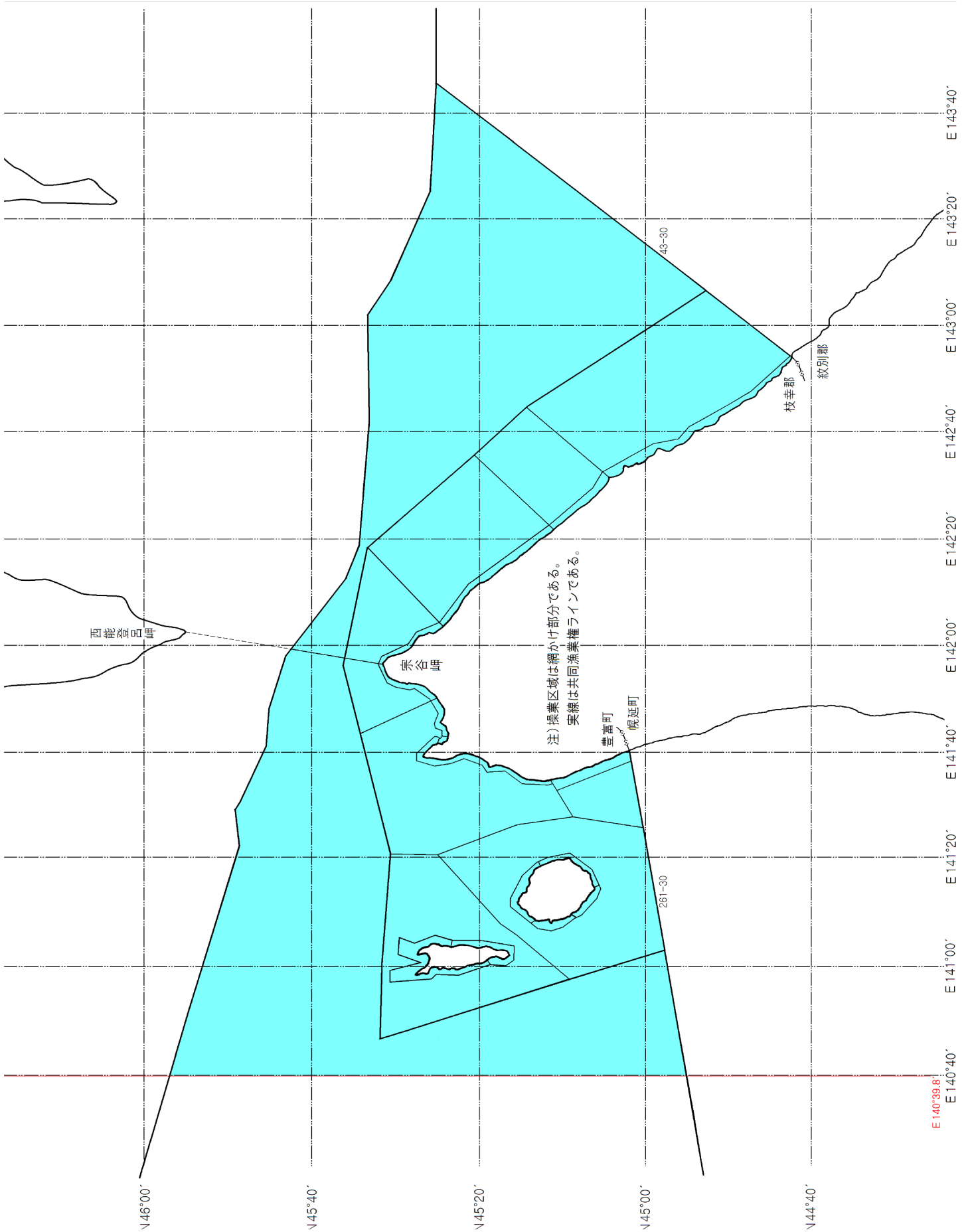
許可等の基準（第 11 関係）

| 申請者区分    | 優先順位   | 基準  | 許可等者の決定方法  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|----------|--|---|--|----|----|----------|--|-------------------|--------|---|-------------------|
| 操業実績者    | 第 1 位  | 従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を誠実に営んだ実績がある者。【操業実績者】  | 許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。               |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|          | 第 2 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【操業実績者】   | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 新規者      | 第 3 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】  | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|          | 第 4 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【許可受有者】  | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 新規者      | 第 5 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者  | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを行い、許可等する者を定める。            |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|          |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者<br/>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者<br/>その他の漁業経験がある者</td> <td>3 点<br/>2 点<br/>1 点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者<br/>操業区域に関連する地区に住所を有する者<br/>上記以外の者</td> <td>3 点<br/>2 点<br/>1 点</td> </tr> </tbody> </table> | 勘案事項   | 基準 | 配点 | 申請者の漁業経験 | この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者<br>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者<br>その他の漁業経験がある者 | 3 点<br>2 点<br>1 点 | 申請者の住所 | 操業区域に面する地区に住所を有する者<br>操業区域に関連する地区に住所を有する者<br>上記以外の者 | 3 点<br>2 点<br>1 点 |
| 勘案事項     | 基準   | 配点  |  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 申請者の漁業経験 | この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者<br>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者<br>その他の漁業経験がある者 | 3 点<br>2 点<br>1 点   |  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 申請者の住所   | 操業区域に面する地区に住所を有する者<br>操業区域に関連する地区に住所を有する者<br>上記以外の者  | 3 点<br>2 点<br>1 点   |  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |

（注）随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。



# はえ縄漁業操業区域図



北海道宗谷総合振興局告示第 号  
 漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(うに)及び潜水器漁業(あわび)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道

| (1)漁業種類    | (2)操業区域          | 制限措置  |                       |      | (5)船舶の総トン数   | (6)漁業を営む者の資格 | 許可又は起業の認可を申請すべき期間   | 備考 |
|------------|------------------|---|-----------------------|------|--|--------------|---|----|
|            |                  | (3)漁業時期   | (4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数 | 定めなし |  |              |   |    |
| 潜水器漁業(うに)  | 宗海共第5号共同漁業権漁場区域  | 4月1日から9月30日まで(きたむらさきうに) 4月1日から8月31日まで(えぞばらんうに) (ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。) | 定めなし                  | 定めなし | ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡標延町を除く。)に住所を有する者であること。イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を有する場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。 | 随時           | 1. 許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、令和8年4月2日以降の許可にあつては、許可の日から令和9年3月31日までとする。<br>2. 起業の認可の有効期間は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、令和8年4月2日以降の認可にあつては、認可の日から6か月又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとする。<br>3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。<br>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。<br>(1)暴風雨、濃霧の揚揚、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。<br>(2)〇〇(対象魚種)以外のものを採捕してはならない。<br>(3)次に掲げる者以外の者を潜水器漁業に従事させてはならない。<br>(住所) 氏名<br>(4)日没から日の出までの間は操業してはならない。<br>(5)知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 |    |
| 同上         | 宗海共第6号共同漁業権漁場区域  | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第8号共同漁業権漁場区域  | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第9号共同漁業権漁場区域  | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第11号共同漁業権漁場区域 | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第13号共同漁業権漁場区域 | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 潜水器漁業(あわび) | 宗海共第2号共同漁業権漁場区域  | 4月1日から7月15日まで及び10月1日から12月31日まで(えぞあわび) (ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。)          | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第3号共同漁業権漁場区域  | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第9号共同漁業権漁場区域  | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |
| 同上         | 宗海共第11号共同漁業権漁場区域 | 同上  | 同上                    | 同上   | 同上   | 同上           |   |    |



潜水器漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い

令和3年（2021年）2月15日  
北海道宗谷総合振興局

（適用範囲）

第1 この取扱いは、宗谷総合振興局管内（天塩郡幌延町を除く。）沖合海域において、「うに」又は「あわび」をとることを目的とした、潜水器により行う漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する。

（操業海域）

第2 操業海域は、次の海域とする。

- (1) 宗谷海共第2号共同漁業権漁場区域
- (2) 宗谷海共第3号共同漁業権漁場区域
- (3) 宗谷海共第5号共同漁業権漁場区域
- (4) 宗谷海共第6号共同漁業権漁場区域
- (5) 宗谷海共第8号共同漁業権漁場区域
- (6) 宗谷海共第9号共同漁業権漁場区域
- (7) 宗谷海共第11号共同漁業権漁場区域
- (8) 宗谷海共第13号共同漁業権漁場区域

（制限措置）

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則」という。）第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

(1) 漁業種類

漁業種類は、次のとおりとする。

- ア 潜水器漁業（うに）
- イ 潜水器漁業（あわび）

(2) 操業区域

操業区域は、第2の操業海域のうち、漁業種類ごとに次のとおりとする。

- ア 潜水器漁業（うに）
  - (ア) 宗海共第5号共同漁業権漁場区域
  - (イ) 宗海共第6号共同漁業権漁場区域
  - (ウ) 宗海共第8号共同漁業権漁場区域
  - (エ) 宗海共第9号共同漁業権漁場区域
  - (オ) 宗海共第11号共同漁業権漁場区域
  - (カ) 宗海共第13号共同漁業権漁場区域

イ 潜水器漁業（あわび）

- (ア) 宗海共第2号共同漁業権漁場区域
- (イ) 宗海共第3号共同漁業権漁場区域
- (ウ) 宗海共第9号共同漁業権漁場区域
- (エ) 宗海共第11号共同漁業権漁場区域

(3) 漁業時期

漁業時期は、魚種ごとに次のとおりとする。

| 魚種       | 漁業時期                               |
|----------|------------------------------------|
| うに       |                                    |
| きたむらさきうに | 4月1日から9月30日まで                      |
| えぞばふんうに  | 4月1日から8月31日まで                      |
| あわび      |                                    |
| えぞあわび    | 4月1日から7月15日まで及び<br>10月1日から12月31日まで |

ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。

(4) 船舶の総トン数

定めなし

(5) 許可等すべき漁業者の数

うに及びあわびの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(1)に掲げる漁業種類及び(2)に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。

イ 操業区域を対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、1年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港は、その操業区域に面する地区内の1港とする。

(許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 〇〇(対象魚種)以外のものを採捕してはならない。

(3) 次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。

(住所 氏名 )

(4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

(5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。

(その他参考となるべき事項)

第8 許可に際しては、次のとおり、規則第25条第7号に規定するその他参考となるべき事項を付ける。

(1) 港湾区域等で操業しようとするときは、港湾管理者等の同意等が必要となる場合があります。

(資源管理等の取組みの推進)

第9 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第10 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請理由書(現に有効な許可等を有しない者及び規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)

(2) 代表者選定届(共同経営の場合)

(3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

(4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書(用船の場合)

(5) 経営の内容を詳細に記載した書類(共同経営の場合)

- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 共同漁業権行使規則に基づく行使承認を証明する書類。ただし、漁業協同組合が自営事業を行う場合はこの限りではない。
- (9) 潜水士免許証の写し
- (10) 申請者と採捕（潜水）従事者が異なる場合は、雇用関係を証する書類
- (11) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合）
- (12) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (13) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

（申請書の提出）

第11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

（許可等の基準）

第12 第3（5）の許可等すべき漁業者の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙1のとおりとする。

（資源管理の状況等の報告等）

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により、宗谷総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめの上、提出するものとする。

（許可番号の表示）

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「宗潜水第〇〇〇〇〇〇〇号」

（許可証の交付）

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 平成9年3月24日施行の「潜水器漁業の許可等に関する取扱方針」は廃止する。
- 2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和3年2月15日から施行する。

（改正経過）

- 1 令和2年12月1日 施行
- 2 令和3年2月15日 一部改正

## 許可等の基準（第 12 関係）

| 申請者区分    | 優先順位   | 基準  | 許可等者の決定方法  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|----------|--|---|--|----|----|----------|--|-------------------|--------|---|-------------------|
| 操業実績者    | 第 1 位  | 従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を誠実に営んだ実績がある者。【操業実績者】  | 許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。               |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|          | 第 2 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【操業実績者】   | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 新規者      | 第 3 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】  | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|          | 第 4 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【許可受有者】  | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 新規者      | 第 5 位  | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者  | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。<br>上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
|          |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者<br/>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者<br/>その他の漁業経験がある者</td> <td>3 点<br/>2 点<br/>1 点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者<br/>操業区域に関連する地区に住所を有する者<br/>上記以外の者</td> <td>3 点<br/>2 点<br/>1 点</td> </tr> </tbody> </table> | 勘案事項   | 基準 | 配点 | 申請者の漁業経験 | この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者<br>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者<br>その他の漁業経験がある者 | 3 点<br>2 点<br>1 点 | 申請者の住所 | 操業区域に面する地区に住所を有する者<br>操業区域に関連する地区に住所を有する者<br>上記以外の者 | 3 点<br>2 点<br>1 点 |
| 勘案事項     | 基準   | 配点  |  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 申請者の漁業経験 | この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者<br>この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者<br>その他の漁業経験がある者 | 3 点<br>2 点<br>1 点   |  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |
| 申請者の住所   | 操業区域に面する地区に住所を有する者<br>操業区域に関連する地区に住所を有する者<br>上記以外の者  | 3 点<br>2 点<br>1 点   |  |    |    |          |  |                   |        |   |                   |

(注) 随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。



# 潜水器漁業操業区域図



■ うに  
■ あわび  
■ うに  
■ あわび

注) 操業区域は網かけ部分である。  
 実線は共同漁業権ラインである。